

「国際金融機能誘致に係るビジネスマッチングイベント等業務委託」企画提案公募実施要領

1 目的

この要領は、福岡県（以下「県」という。）国際金融機能誘致に係るビジネスマッチングイベント等の委託先を選定するために実施する企画提案公募について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

国際金融機能誘致に係るビジネスマッチングイベント等業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

(4) 委託費

7,920千円（消費税及び地方消費税を含む）

※本契約は、議会における当該契約に係る予算の成立を条件とするものであり、成立した予算の範囲内の委託契約金額をもって、令和5年4月1日を目途に確定し、契約する。

3 スケジュール

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (1) 公募開始            | 1月 4日（水）     |
| (2) 企画提案に関する説明会     | 1月11日（水）     |
| (3) 質問の受付期限         | 1月20日（金）午後4時 |
| (4) 企画提案書等提出期限      | 1月31日（火）午後4時 |
| (5) 選定委員会           | 2月 6日（月）     |
| (6) 選定結果の通知         | 2月 7日（火）     |
| (7) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 2月中旬予定       |
| (8) 委託業者の決定通知及び契約締結 | 4月上旬予定       |

※福岡県財務規則第159条の規定に準じ、委託業者の決定通知の日から原則7日以内（県の休日を除く。）に締結する。

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行わ

れた者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。

## 5 企画提案書の作成方法等

提案書には、下記(1)から(3)の事項を記載する。

### (1) 企画提案事業者の概要

- ・事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
- ・業務を受託するにあたってのセールスポイント
- ・国または地方公共団体が委託元である当該事業に類似した業務の受託実績

### (2) 業務概要

- ・業務方針、業務実施体制、業務スケジュールを作成
- ・業務の詳細については、別紙「仕様書」に沿って作成
- ・業務の一部を再委託する場合や、外部の協力を得ることが提案の時点で明らか場合は、提案書でその内容を明らかにする
- ・個人情報保護に関する取組について提示

### (3) 契約希望金額

- ・委託費内の契約希望金額を記載

### (4) 企画提案書の様式

- ・表紙に「国際金融機能誘致に係るビジネスマッチングイベント等業務委託 提案書」と記載し、提出年月日、会社名（団体名）を記載
- ・文字の大きさは、10.5ポイント以上

### (5) その他

- ・提出された提案書等は、委託先の選定のみを使用する。
- ・提案書の作成に要した費用およびその他参加に要した費用については、提案事業者の負担とする。
- ・企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- ・提出書類に虚偽の記載をした者の提案書等は無効とする。また、選定後に提案者が参加資格を有しないことが判明した場合は、その提案を無効とし、選定を取り消すことがある。これにより本県が損害を被った場合は、当該損害賠償を請求することがある。
- ・選定委員に対し選考に関する働きかけを行った者、その他選定の公平性を著しく欠く行為を行った者は失格とする。
- ・提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・この要領に定めるもののほか、本企画提案公募の実施に際し必要な事項は、県が別に定める。

## 6 企画提案書の提出先

### (1) 提出先

「12 問い合わせ先」にご提出ください。

### (2) 提出方法

- ・郵送または持参にて6部ご提出ください。
- ・併せて、Emailでご提出ください。

### (3) 提出期限

令和5年1月31日（火）午後4時まで

### (4) 注意事項

- ・提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・提出期限以降の提案書等の差し替えや追加はできません。
- ・郵送の場合は提出期限必着とします。

## 7 企画提案に関する説明会の開催等

### (1) 説明会

本企画提案公募に関する説明会を、令和5年1月11日（水）午前9時半より、オンラインにて開催いたします。参加ご希望の方は、参加方法等を別途お知らせしますので、参加の旨を「12 問い合わせ先」までEmailにてご連絡ください。

### (2) 質問

質問は、令和5年1月20日（金）午後4時までに、「12 問い合わせ先」にEmailにてご提出ください。様式は特にありません。

### (3) 回答

回答は、質問者に対してEmailで回答するとともに、福岡県のホームページに掲載します。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できません。

## 8 委託先の選定方法

福岡県企画・地域振興部総合政策課が設置する「国際金融機能誘致に係るビジネスマッチングイベント等業務委託」受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定します。

ただし、提案事業者が7者以上の場合は、選定委員会事務局である総合政策課において、次項9の評価方法により一次審査（書類審査）を行い、二次審査（プレゼンテーション審査）に進む6者を選定し、令和5年2月3日（金）の正午までに一次審査通過の旨を連絡します。

### (1) 開催日

令和5年2月6日（月）午後1時30分～午後3時30分

### (2) 開催方法

選定委員会は、オンライン開催とする。

(3) 持ち時間

- ・提案書を基に、説明10分以内、質疑応答5分以内の合計15分以内を想定。
- ・提案者数に応じて、説明時間を調整する。

(4) 出席者

出席者数は問わないが、受託業務の統括責任者と主たる担当者は必ず出席すること。

(5) その他

- ・プレゼンテーションの開始時間、開催方法の詳細は、提案者に後日通知する。
- ・選定委員会を正当な理由なく欠席した場合、当該提案は無効とする。ただし、やむを得ない理由により欠席した場合は、選定委員会において協議の上、対応を通知する。
- ・選定委員会は非公開とする。
- ・提案者が1事業者であっても選定委員会は開催する。

## 9 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
方針	業務方針 ・業務内容をきちんと理解しているか ・取組方針や重視する点、配慮すべき事項は妥当か	15点
体制	業務実施体制 ・業務遂行可能な組織体制か ・専門家や類似業務の実績を有する者等が配置されているか	10点
計画	業務スケジュール ・業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか	5点
能力	F CUBE INNOVATION 2023 の実施 ・実施方法は適切か ・商談成立に向けた方策かつ KPI の達成に向けた方策が提案されているか ・投資家や FinTech 企業、地元企業等の発掘手法は適切か ・参加者の選定及びアプローチの手法は適切か ・参加企業に対するフォロー体制は十分検討されているか	50点
	自由提案 ・目的を達成するための実施方法となっているか ・参加企業に対するフォロー体制は十分検討されているか	20点
合計		100点

- (1) 選定委員の合計点を集計し、順位付けする。
- (2) 最高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定し、受託候補者とする。
- (3) 最高得点が同点の場合は、選定委員の協議により最優秀提案者を選定する。
- (4) 提案者が1者のみの場合は、選定委員の点数を集計し、選定委員会で協議の上、受託候補者とするか否かを決定する。

## 1 0 選定結果の通知・公表

- (1) 選定結果を提案者全員に書面で通知し、受託候補者名のみを福岡県のホームページで公表する。
- (2) 個別具体的な選定理由等、選定の経緯は公表しない。
- (3) 選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

## 1 1 契約の締結

- (1) 選定委員会で選定された最優秀提案者と速やかに契約に関する協議を行い、随意契約を締結する。なお、協議は提案書の内容を大きく逸脱しない範囲での内容変更を含み、協議の結果、最終の仕様を決定する。
- (2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約額の100分の10以上の金額を契約保証金として納める必要がある。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額返還する。また、福岡県財務規則第170条の規定により、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合など、契約保証金が減免される場合がある。
- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、飲食費、備品購入など財産取得となる経費は対象外となる。
- (4) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の協議を行う。それでも契約成立に至らない場合は、選定委員会で協議の上、方針を決定する。

## 1 2 問い合わせ先

福岡県企画・地域振興部総合政策課 担当：山路<sup>やまじ</sup>、平佐田<sup>ひらさだ</sup>  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
電 話：092-643-3499  
E mail：int-finance@pref.fukuoka.lg.jp